

令和6年度青森県孤独・孤立対策推進プラットフォーム設置業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度青森県孤独・孤立対策推進プラットフォーム設置業務

2 委託業務の目的

県では、孤独・孤立対策推進法第11条に基づき、孤独・孤立対策に関する施策の関係者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するため、青森県版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置するものである。

3 委託期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 孤独・孤立対策における県の役割

孤独・孤立対策については、市町村の福祉担当者をはじめとした支援者が、担当部門の知識を駆使しながら孤独・孤立についての問題意識を持ち、当事者の状況を他の分野の支援者と共有していくことが重要であることから、県は、分野横断的な支援者同士の繋がり強化に取り組むものである。

5 委託業務内容

4に基づき、以下の内容を実施する。

(1) プラットフォームの立ち上げ・実施

①位置付

常設の会議や団体ではなく、県内の様々な団体に参集してもらい分野横断的な関係を構築することで連携を促進する交流会をプラットフォームと位置付け、孤独・孤立問題に対し皆で関わっていくという意識を喚起する。

②内容

ア 人材確保・育成のための研修

参加者の資質向上に向け、外部講師を手配し、県とプログラムを協議の上、研修を行う。

イ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動

参加者同士が、他の職種の役割を理解した上で、それぞれが繋がりを持ち困ったときに頼り合える関係となることが重要であるため、協力関係を構築することを目的としたグループワークを行う。

また、グループワークの実施に際し、必要に応じてファシリテーター等を手配し、県と協議の上プログラムの調整を行う。

③開催案内

下記をはじめとする関係機関へ参加案内を送付する。

分野	主な関係機関
子ども・子育て支援	保育施設、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点
自殺対策	関連 NPO、ゲートキーパー研修実施機関
障害者支援	障害者支援事業所、関連 NPO
高齢者支援	高齢者支援施設、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター
地域福祉	民生委員、コミュニティソーシャルワーカー、住民組織、こども食堂
地域づくり担当	中間支援組織
小・中・高校担当	県教育委員会
警察	県警犯罪被害者支援室
その他	県社会福祉協議会、県医師会、県看護協会、県理学療法士会、県作業療法士会、県介護支援専門員協会、県社会福祉士会

④参加者の取りまとめ

参加申し込みの取りまとめを行い、参加希望者からの照会等へ対応する。

(2) 今後、プラットフォームへの参加者を増やすための取組

- ・(1) の取組を実施し、参加者数や参加者の反応等を分析し、今後プラットフォームの参加者を増やすための方策について検討し、報告書にまとめる。

6 成果品等

- ・プラットフォームの開催状況報告
- ・プラットフォームへの参加者を増やすための方策についての報告

7 留意事項

- (1) 実施スケジュール（作業工程）については、具体的に設定すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と十分に協議し、連絡調整を図りながら行うこと。
- (3) その他本仕様書に記載のない事項については、県と協議の上決定する。